

生駒市訓令甲第 1 号

生駒市事務専決規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 27 年 3 月 12 日

生駒市長職務代理者

生駒市副市長 小 紫 雅 史

生駒市事務専決規程等の一部を改正する訓令

(生駒市事務専決規程の一部改正)

第 1 条 生駒市事務専決規程 (平成 24 年 3 月生駒市訓令甲第 2 号) の一部を次のように改正する。

第 20 条 (見出しを含む。)中「秘書課長」を「秘書広報広聴課長」に改め、同条に次の 2 号を加える。

- (3) 広報活動の連絡調整に関する事。
- (4) 市政に関する陳情及び要望等の処理手続に関する事。

第 21 条を次のように改める。

第 21 条 削除

第 44 条 (見出しを含む。)中「高齢福祉課長」を「高齢施策課長」に改め、同条第 4 号中「こと」の次に「(他課の所管に係るものを除く。)」を加え、同条に次の 2 号を加える。

- (5) 包括的支援事業の調査研究に関する事。
- (6) 軽易な地域包括支援センターとの調整に関する事。

第 46 条第 12 号及び第 13 号を削る。

(生駒市職員被服貸与規程の一部改正)

第 2 条 生駒市職員被服貸与規程 (昭和 46 年 4 月生駒市訓令甲第 5 号) の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「下水道管理課、下水道推進課」を「下水道課」に改める。

別表第1中「広報広聴課」を「秘書広報広聴課」に改める。

別表第2中「下水道管理課、下水道推進課」を「下水道課」に改める。

(生駒市排水設備指定工事店等資格審査委員会規程の一部改正)

第3条 生駒市排水設備指定工事店等資格審査委員会規程（昭和59年12月生駒市訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「、下水道管理課長及び下水道推進課長」を「及び下水道課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。